

○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

昭和四十七年十二月二十三日
宮城県条例第四十号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例をここに公布する。

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第三項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の排水基準にかえて適用する排水基準(以下「特別排水基準」という。)及び特別排水基準を適用する区域の範囲を定めるものとする。

(特別排水基準)

第二条 特別排水基準は、別表第一の表の第一欄に掲げる区域ごとに、当該区域に同表の第二欄に掲げる特定事業場から排出される排水で同表の第四欄に掲げる量を有するものについて、次に定めるとおりとする。

一 別表第一の表の第三欄に掲げる項目ごとに同欄に定める許容限度(当該欄に許容限度の定めがない項目にあつては、当該項目につき法第三条第一項の規定により定められた排水基準(以下「一般排水基準」という。)に定める許容限度)

二 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。)第三条第一号から第十一号までに規定する項目で別表第一の表の第三欄に定めがないものにつき当該項目ごとに一般排水基準に定める許容限度

2 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から県の区域に属する公共用水域に排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が一日につき十立方メートル以上であるものについて、令第三条第一号から第十一号までに規定する項目ごとに一般排水基準に定める許容限度とする。

3 一の特定事業場が別表第一の表の第二欄及び前項の規定による特定事業場の区分の二以上に該当する場合における当該特定事業場から排出される排水に係る特別排水基準は、それぞれの区分に属する特定事業場から排出される排水について前二項の規定により定められた特別排水基準(し尿処理施設に係る特定事業場から排出される排水について定められたものを除く。)のうち項目ごとに最大の許容限度のものとする。

4 令別表第一第七十四号に規定する水の処理施設に係る特定事業場(以下「水処理施設」という。)から排出される排水に係る特別排水基準は、当該水処理施設を、当該水処理施設において処理する污水等が別表第一の表の第二欄及び第二項の規定による特定事業場の区分の一に該当する特定事業場から排出されるものであるときは当該区分に属する特定事業場と、当該污水等が当該区分の二以上に該当する特定事業場から排出されるものであるときは当該区分のうち最も多量の污水等に係る区分(し尿処理施設に係る特定事業場の区分を除く。)に属する特定事業場とみなして、第一項又は第二項の規定を適用した場合における項目ごとの許容限度とする。

(昭五三条例四一・全改、昭六〇条例二六・平元条例一九・平一四条例二一・一部改正)

(適用区域の範囲)

第三条 特別排水基準を適用する区域(前条第二項の規定を適用する場合を除く。)の範囲は、別表第二のとおりとする。

(昭五三条例四一・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二中松島湾、阿武隈川、仙台市内水域、石巻地先海域及び二の倉地先海域の項に係る特別排水基準(仙台市内水域の旅館業及び科学技術に関する研究等を行う事業場に係るものを除く。)は昭和四十八年六月二十四日から、気仙沼湾及び万石浦の項に係る特別排水基準(旅館業及び科学技術に関する研究等を行う事業場に係るものを除く。)は昭和五十一年六月二十四日から、仙台市内水域、気仙沼湾及び万石浦の旅館業及び科学技術に関する研究等を行う事業場に係る特別排水基準は昭和五十一年十二月一日から施行する。

(昭五〇条例四〇・一部改正、昭五三条例四一・旧附則・一部改正)

(下水道整備地域に係る特例)

2 当分の間、特定事業場の所在地が下水道整備地域(排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。以下同じ。)となつた場合における当該特定事業場から排出される排水に係る特別排水

		究等を行うもの										
		その他のもの	二〇	三〇	二〇	三〇	七〇	九〇		一〇		
阿武隈川		食料品製造業に係るもの	六〇	八〇			七〇	九〇				三〇以上
		死亡獣畜取扱業又はと畜業に係るもの	六〇	八〇								
		し尿処理施設に係るもの	三〇									
		砕石業、砂利採取業、旅館業若しくは飲食店に係るもの又は科学技術に関する研究等を行うもの										
		その他のもの	三〇	四〇			七〇	九〇		一〇		
仙台市内水域	下水道整備地域	全特定事業場	二〇	三〇			七〇	九〇				二五以上
	その他の地域	全特定事業場	一〇〇	一三〇								
石巻地先海域		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの					一〇〇	一三〇				五〇以上
二の倉地先海域		パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの					一〇〇	一三〇				五〇以上
気仙沼湾		全特定事業場										一〇以上
万石浦		全特定事業場										一〇以上

備考

- 一 特定事業場に係る業種は、令別表第一の例による。ただし、「食料品製造業」とは同表第二号から第十号まで及び第十二号から第十八号までに掲げる業種を、「金属製品製造業」とは同表第六十二号及び第六十三号に掲げる業種を、「飲食店」とは同表第六十六号の五から第六十六号の八までに掲げる業種をいう。
- 二 特定事業場は、畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたものとする。
- 三 日間平均による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 四 検定方法は、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条の規定に基づき定められた方法とする。
- 五 生物化学的酸素要求量についての特別排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての特別排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

別表第二(第三条関係)
(昭五〇条例四〇・昭五三条例四一・昭六二条例二二・平元条例一三・平一七条例三七・平一八条例一九・一部改正)

区域	範囲
松島湾	東松島市野蒜字洲崎七十一番地の九十三から宮城郡七ヶ浜町花淵浜字寺坂二十六番地までの陸岸の地先海域、高城川(／右岸／左岸／宮城郡松島町幡谷字蝦穴六十四番地の一から河口まで)、貞山運河(／右岸多賀城市大代一丁目三百三十三番地の六／左岸多賀城市大代一丁目三百三十五番地の四／から／右岸宮城郡七ヶ浜町北遠山二十七番地の二十／左岸塩釜市貞山通一丁目六十七番地の二十六／まで)、新町川(／右岸／左岸／塩釜市字泉沢七十四番地の一から河口まで)及び砂押川(／右岸／左岸／宮城郡利府町沢乙字唄沢三十五番地の五から貞山運河との合流点まで)
阿武隈川	阿武隈川(福島県との県境から河口まで)及び白石川(／右岸刈田郡七ヶ宿町字大谷地道下五番地／左岸刈田郡七ヶ宿町字大谷地道下三番地／から阿武隈川との合流点まで)
仙台市内水域	広瀬川(／右岸仙台市青葉区作並字神の前東五の二番地／左岸仙台市青葉区作並字壇の原十八の二番地／(相生橋)から名取川との合流点まで)及び梅田川(仙台市青葉区中山三丁目六番地(うどう溜池)から七北田川との合流点まで)
石巻地先海域	東松島市野蒜字洲崎七十一番地の九十三から石巻市元網二の三番地までの陸岸の地先海域(万石浦の区域を除く。)
二の倉地先海域	名取川河口右岸から阿武隈川河口左岸までの陸岸の地先海域
気仙沼湾	気仙沼市唐桑町上鮪立七十五番地から気仙沼市波路上岩井崎一番地の一までの陸岸の地先海域、大川(岩手県との県境から河口まで)及び神山川(／右岸／左岸／気仙沼市赤岩物見八十番地の三十四から大川との合流点まで)
万石浦	石巻市佐須字袖浜十番地から石巻市長浜八十四番地までの陸岸に囲まれた海域

- 附 則(昭和五〇年条例第四〇号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、松島湾及び阿武隈川の旅館業及び科学技術に関する研究等を行う事業場に係る特別排水基準は、昭和五十一年十二月一日から施行する。
- 附 則(昭和五一年条例第五六号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、松島湾及び阿武隈川の旅館業及び科学技術に関する研究等を行う事業場に係る特別排水基準は、昭和五十一年十二月一日から施行する。
- 附 則(昭和五三年条例第四一号)
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例附則第二項に規定する下水道整備地域内に存する特定事業場から松島湾の区域に排出される排水水に係る特別排水基準については、この条例の施行の日から起算して六月間(当該特定事業場が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第二に掲げる施設を設置するものである場合にあつては、一年間)に限り、なお従前の例による。
- 附 則(昭和六〇年条例第二六号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和六二年条例第二二号)
この条例は、昭和六十二年十一月一日から施行する。
- 附 則(平成元年条例第一三号)抄
(施行期日)
1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
附 則(平成元年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三から第六十六号の七までに掲げる特定施設のみを設置している特定事業場(設置の工事をしているものを含む。以下同じ。)から排出される排出水については、改正後の水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日から、同表第六十六号の三に掲げる特定施設を設置している特定事業場にあつては六月間、同表第六十六号の四から第六十六号の七までに掲げる特定施設を設置している特定事業場にあつては一年間は、適用しない。

附 則(平成二年条例第一一号)

この条例は、平成二年五月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七条例第三七号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八条例第一九号)

この条例は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則(令和六年条例第五〇号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一備考第一号の改正規定は、公布の日から施行する。